

四日市市ふれあい牧場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 7 0 号

四日市市ふれあい牧場条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市ふれあい牧場条例施行規則（平成 9 年四日市市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、四日市市ふれあい牧場条例(平成 9 年四日市市条例第 1 2 号。以下「条例」という。) <u>第 5 条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、四日市市ふれあい牧場条例(平成 9 年四日市市条例第 1 2 号。以下「条例」という。) <u>第 1 5 条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(利用時間)</u></p> <p><u>第 3 条 牧場の施設のうち管理棟の利用時間は、午前 9 時から午後 1 0 時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p><u>(休館日)</u></p> <p><u>第 4 条 管理棟の休館日は、1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p><u>(使用許可の申請)</u></p> <p><u>第 5 条 条例第 5 条の規定により研修室</u></p>

の使用の許可を受けようとするものは、  
四日市市ふれあい牧場研修室使用許可  
申請書（第1号様式）により、指定管理  
者に申請しなければならない。

2 前項の申請は、使用しようとする日  
（引き続き2日以上使用しようとする  
場合は、その最初の日をいう。以下「使  
用日」という。）の属する月の初日前3  
月から受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号  
のいずれかに該当する場合は、同項に規  
定する期間前においても受付できるも  
のとする。

(1) 国又は地方公共団体が行う事業又  
は主催する行事に使用するとき。

(2) その他市長が特に必要があると認  
めたとき。

（使用許可の順位）

第6条 使用許可は、申請の順序とする。

（使用の許可）

第7条 指定管理者は、第5条第1項に規  
定する使用許可の申請について適当と  
認めたときは、その使用許可を決定し、  
四日市市ふれあい牧場研修室使用許可  
書（第2号様式。以下、「許可書」とい  
う。）を申請者に交付するものとする。

2 研修室の使用について許可を受けた  
もの（以下「使用者」という。）は、研  
修室の使用の際に、前項の許可書を係員  
に提示し、その指示を受けなければなら

ない。

(使用の変更及び取消し)

第 8 条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市ふれあい牧場研修室使用変更（取消）許可申請書（第 3 号様式）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により、使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市ふれあい牧場研修室使用変更（取消）許可書（第 4 号様式。以下「変更（取消）許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(利用料金)

第 9 条 指定管理者は、条例第 6 条第 2 項に規定する利用料金の額を定めるときは、四日市市ふれあい牧場研修室利用料金承認申請書（第 5 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の納付)

第 10 条 条例第 6 条第 1 項ただし書の規定により、利用料金を使用後に納付することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場  
合において利用料金を前納できない  
とき。

(2) その他指定管理者が、特に必要と認めたとき。

(利用料金の減免)

第11条 条例第7条の規定に基づく利用料金の減免の範囲及び割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 災害等による避難場所として使用する場合 10割

(2) 市内の農業従事者又は農業関係団体が使用する場合 10割

(3) 市内の保育園児、認定こども園児、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした行事に使用する場合 10割

(4) 四日市市が主催又は共催する行事に使用する場合 10割

(5) 四日市市が後援又は協賛する行事に使用する場合 5割

(6) 市内の公共的団体が主催する行事に使用する場合 5割

(7) その他市長が必要と認めた場合 5割

2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

3 第1項に規定する利用料金の減免を受けようとするものは、四日市市ふれあい牧場研修室利用料金減免申請書(第6号様式)により、指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の還付)

第12条 条例第8条ただし書の規定により利用料金を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。	利用料金の全額
使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可された場合	既納の利用料金から取消料（利用料金から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合はこれを四捨五入した額とする。）を差し引いた額

2 使用者が第8条第2項の規定により、研修室の使用の変更を許可された場合において、既納の利用料金に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。

3 前2項に規定する利用料金の還付を

受けようとする者は、四日市市ふれあい  
牧場研修室利用料金還付申請書(第7号  
様式)に許可書(又は変更(取消)許可  
書)及び利用料金領収書を添えて指定管  
理者に申請しなければならない。

4 指定管理者は、前項に規定する申請を  
受理し、還付を決定したときは、四日市  
市ふれあい牧場研修室利用料金還付決  
定通知書(第8号様式)を申請者に交付  
するものとする。

(遵守事項)

第3条 牧場を利用しようとするものは、  
条例及びこの規則に定めるもののほか、  
次の各号に掲げる事項を守らなければ  
ならない。

(1)から(6)まで (略)

(補則)

第4条 (略)

(使用者の遵守事項)

第13条 使用者並びに牧場を利用しよ  
うとするものは、条例及びこの規則に定  
めるもののほか、次の各号に掲げる事項  
を守らなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(補則)

第14条 (略)

第1号様式から第8号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(商工農水部農水振興課)

